

學 第5回調布市景観審議会の開催報告♪

平成26年1月28日(火)に第5回調布市景観審議会を開催しました。第5回審議会 では、調布市景観条例に基づき調布市景観計画(案)について諮問し、答申をいただ きました。その他、今後の景観づくりの取組などについて、各委員から以下のような 様々なご意見やご提案をいただきました。

これらのご意見を踏まえ、より良い景観づくりに取り組んでいきます。

主なご意見

- 多くの議論を重ねたことで、他の区市にも見劣りしない景観計画 ができた。計画は策定してからが重要なので、しっかりと景観づ くりに取り組んでいってほしい。
- 窓口などに備えておく、各地区の詳細図に公共施設名などが書か れているとよりわかりやすいのではないか。
- 届出にあたっては、建物単独のパースでは街並みへの影響などが わかりづらいので、街並みの中でどのように建つかがわかるよう にしてもらった方が良い。



お知らせ

調布市景観計画(案)についての パブリック・コメントの実施結果について



平成25年10月21日 (月)から平成25年11月11日(月)まで実施しました「調布市」 景観計画(案)」に対するパブリック・コメントについて、皆さんから多くのご意 見をいただきました。提出されたご意見などの概要と、それについての市の考え方 は以下の場所で公表しています。

●公表場所:都市計画課(市役所7階),公文書資料室(市役所4階) ※この他, 市のホームページ (http://www.city.chofu.tokyo.jp) でも公表しています。

調布市の景観まちづくりの取組などについて、景観だよりでお知らせしていきます。

発行 調布市都市整備部 都市計画課 景観係

電話番号: 042-481-7746 FAX: 042-481-6800 Eメールアドレス: tikubetu@w2. city. chofu. tokyo. jp

ちよう **大学** 第17号 第17号 **大学** 第17号



景観法に基づく

「調布市景観計画」を策定しました。

調布市ではこれまで、景観づくりを推進していくための基本方針とな る「調布市景観基本計画」の策定をはじめ、景観法に基づく「景観行政 団体」への移行、「調布市景観条例」の施行など、良好な景観の形成に 向けた各種取組を進めてきました。

このたび、魅力ある調布らしい景観を守り育てていくための具体的な ルールなどを定めた「調布市景観計画」を、景観法に基づいて策定しま した。

第17号では、平成26年2月に策定しました「調布市景観計画」につい て、その内容の一部を紹介します。





調布市景観計画の内容について



調布市景観計画の構成♪

調布市景観計画は、はじめに策定の趣旨や景観の特性や課題についてまとめた上で、景観形成 の方針・ルール・取組を整理し、さらに、市民の皆さんとの協働による景観まちづくりを進める ための方策についてまとめた内容となっています。

はじめに

第1章 景観計画策定の趣旨

第2章 景観の特性と課題

景観形成 の方針 ルール

第3章 景観計画の区域

第4章 景観まちづくりの基本目標と方針

第5章 届出制度による景観形成 第6章 景観形成重点地区

第7章 一般地域/景観形成推進地区

第8章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

第9章 屋外広告物の表示等

第10章 景観に配慮した公共施設の整備

市民との協働

取組

第11章 協働による身近な景観まちづくり



景観まちづくりの基本目標と方針♪

基本目標

人と自然が織りなす ほっとする暮らしがみえるまち 調布

基本方針

- まちの骨格を際立たせる自然環境の景観価値の向上
- 市民生活を支える基盤となる都市施設の魅力的な景観の形成
- 地域の歴史文化を感じさせる景観の熟成
- 地域コミュニティの存在を感じるほっとする暮らしの景観の育成
- 市民のいきいきとした活動がまちの表情を豊かにする景観まちづくり



景観計画区域内の地区区分♪

景観計画の対象となる景観計画区域 は市全域となっています。さらに、市 の特色を生かした景観まちづくりを推 進していくために、市内を景観形成重 点地区、景観形成推進地区と一般地域 の3つに区分しています。



景観形成

地区区分のイメージ

重点地区 景観形成推進地区

一般地域

調布市域

景観形成重点地区







景観形成推進地区



2地区の景観形成重点地区と4地区の景観 形成推進地区を指定しています。

各地区では、それぞれの地区の特徴を生か した景観形成のルールを定めています。







景観法に基づく届出の流れ♪

周辺景観と調和した街並みを形成するため、一定規模以上の建築物の新築、増築、外壁の塗り 替え、工作物の新設、増設、色の塗り替え、開発行為などを行う場合は、景観法に基づく届出が 必要となります。



東京都景観計画より届出規模を拡張しています♪

●届出対象行為や規模などは,地域・地区別に景観特性を踏まえ設定しています。

建築物の 新築. 増築. 外壁の塗り替え など

景観形成 重点地区

国分寺崖線地区

深大寺通り周辺地区 全ての行為

一般地域・景観形成推進地区

高さ≥10m または 延べ面積≥500㎡

高さ≥20m または 延べ面積≥3,000㎡

建築物の建築などを行う場合は、事前協議が必要な場合があります♪

- ●一定規模以上の次の行為を実施する場合は、景観条例に基づく事前協議が必要と なります。
 - ■建築物の新築、増築、改築若しくは移転
 - ●都市計画法第4条第12号に規定する開発行為

※その他の行為においても、任 意の事前相談を受け付けてい



平成26年4月1日(火)より 運用開始となります♪

